

一四世紀末〜一六世紀初頭エジプトにおける土地制度の展開

——ワクフ（寄進）地の拡大とその影響——

五十嵐 大介

はじめに¹⁾

イクター制とは、中世イスラーム時代の東アラブ世界（マシュリク Mashriq）において国家と社会の構造を規定していた軍事・土地制度である。軍事奉仕の対価として国家の持つ土地徴税権とその土地の管理権を直接個々の軍人に委ねるこの制度は、九四六年ブワイフ朝（九三二〜一〇六二年）時代のイラクにて初めて導入された。その後セルジューク朝（一〇三八〜一一九四年）とその後継の諸王朝のもと、イクター制は軍事・財政・行政制度の基礎となり、基本的な土地所有形態となった。本報告の目的は、マムルーク朝（一二五〇〜一五一七年）の前半期に精緻に制度化・体系化されたエジプトのイクター制が、一四世紀後半〜一六世

紀初頭に弛緩・崩壊していく過程とその影響を、特にワクフ（寄進）地の拡大という点に注目して論じることにある。

エジプトは、ナイル川の水資源を利用した高い生産力を誇る、東アラブ世界随一の穀倉地帯である。アイユーブ朝時代の一一六九年にエジプトに導入されたイクター制は、その後マムルーク朝最盛期のスルターン・ナスィルバ・*Nasir Muhammad b. Qalawun* の治世第三期（一一三一〇〜四一年）に実施されたナスィル検地（*al-Rawk al-Nasiri*）を通じて精緻に制度化・体系化された。この検地はマムルーク朝の領域全土を対象に、一三一三年より足かけ一三年にわたって行われたが、エジプトにおいては一三二五年に実施された。この時、エジプト全土の耕地面積（*missha*）が再計測されるとともに、税収高（*'ibra*）が統一的に算出

一四世紀末～一六世紀初頭エジプトにおける土地制度の展開(五十嵐)

された。それに基づいてエジプトの政府直轄地 (Khass) とイクターの比率が定められ、前者がエジプト全土の二分の一〇、後者が二四分の一四とされた。また、アミール(軍団長) はイクター規模に応じて一定数のマムルーク(奴隸) 軍人を養成することが義務づけられ、その兵員数に応じて百騎長 (amir mi'a muqaddam alf)、四十騎長 (amir al-talikhana)、十騎長 (amir 'ashara) とどうアミールの位階が確立するとともに、イクターの規模が軍人の官職ヒエラルヒーに応じて定められた。同時に、政府によるイクターの授与と没収の権限も大幅に強化され、イクターの非世襲化とアミール位やポストと連動したイクターの頻繁な移動が実施されることとなった。イクター保有の形態では、複数のむらを含む大きなイクターであっても一カ所に集中した「一円の大規模土地所有」の形態とはならず、エジプト各地に分散し、かつ一村の半分、三分の一といった部分保有を寄せ集めた、分散的・部分的保有の形態が一般的となった。このようなイクター制のもとで、イクター保有者たる軍人層は、自身のイクターに居住することのない「不在地主」であり、農村社会との直接的な結びつきは希薄であった。

しかし、こうして確立したエジプトのイクター制は、一四世紀後半を境として衰退の様相を見せ始め、イクター

の売買や私有化の広まり、イクター保有者の農村の維持管理(イマール'imara)の無視、農村の荒廃とイクター収入の途絶えた軍人の窮乏などが見られるようになる。その原因としては、ナースィル没後のスルターンたちの弱体化・傀儡化による政治的混乱や、一三四七年以降の黒死病(ペスト) 流行による農村人口の減少と生産力の減退などがあったが、それに加えて、ワクフ (waqf; pl. awqaf) として寄進財に設定された農地「ワクフ地」の増加という土地制度上に生じた変化があった。

一、ワクフ制度と土地制度

ワクフとは、「停止」を意味するアラビア語であり、寄進者 (waqif) が所有する物件に対する所有権を放棄してその移動を停止し(≡ワクフ財 mawquf)、その収益を特定の慈善的目的(≡ワクフ対象 mawquf 'alay-hi) に費やす、イスラームの寄進制度である。イスラーム法上「推奨行為 (mandub)」にあたり、来世の報酬が約束される「善行 (qurba)」と見なされる。モスクやマドラサ(学院)といった宗教施設や救貧事業の運営はこのワクフ制度を通じて実施されるなど、前近代のイスラーム世界各地で広く普及した。一度設定されたワクフは、原則として解消は許されず、

寄進者の定めた規定に則り管財人 (*nazir, mutawalli*) (主として存命中は寄進者自身が務める) によって管理された、独立した一つの「経営体」であった。

大規模な土地がワクフ財として寄進されることは、一二世紀頃までは稀であった。そこには、イスラーム法上の土地理論とワクフ理論との整合性の問題が影響していると思われる。すなわち、全ての農地はその所有権がムスリム全体¹¹ 国家に属する「国有地 (*amlak bayt al-mal*)」であり、土地税 (*khataj*) はその土地を受益する者が国家に支払う地代であると位置づける。「国家的土地所有」理論と、寄進者の私有財 (*milk*) のみがワクフに設定可能であるとするワクフ理論との間には、理論上矛盾があったのである。しかしその後、一二世紀における所謂「スンナ派復興」を契機として、ワクフ制度は普及・大規模化し、その社会的役割が拡大した。この時代、軍人支配層はシーア派に対抗してスンナ派の法学や神学を教えるマドラサ (学院) を各地に建設し、スンナ派の振興を図った。このような状況下で、支配層が国有地をこれらのワクフに設定することは一般化する¹²とともに、それを合法化する法理論も誕生したのである。

国有地を国家から購入した後にワクフ財とする、あるいはそれを直接特定のワクフ財に転用する方法は、マム

ルーク朝時代、特に一四世紀後半以降急速に普及した。こうして拡大の一途をたどったワクフ地は、マムルーク朝滅亡時にはエジプト全土の農地の四割以上を占めるまでに至ったとも言われる。このようなワクフ地の拡大は、イクターとして軍人に割り当てる土地や政府の税收をもたらず直轄地を侵食するものであり、イクター制および国家財政に対して悪影響を及ぼした。同時代の歴史家・知識人たちも、ワクフ地の増加はイクター制や国家財政の機能不全をもたらしている元凶と見ており、*Poljak* や *Ashfor*、佐藤次高によるイクター制や社会経済史に関わる古典的研究でもこの問題は指摘されている¹³。近年は、オスマン朝期のエジプトの土地台帳 (*daftar al-rizaq al-jayshiyah, daftar al-rizaq al-ahbasyah*) がマムルーク朝末期の土地制度について重要な情報を含んでいることが明らかにされ、これを史料として用いた重要な研究が現れ始めた。*Abu Ghazal* は、一五世紀において国有地、特にイクターの売却とそのワクフ化が進行したこと、それらの土地は最終的にマムルークの軍人支配層およびその一族のワクフとなり、彼らの支配下に置かれたことを明らかにした¹⁴。また熊倉和歌子は、一五世紀におけるイクターの世襲や文民のイクターの存在など、この時代のイクター制の実態を明らかにするとともに、イクターのワクフ化の問題も指摘している¹⁵。

以上のようにワクフ地の拡大は、既存のイクター制の衰退と軌を一にする問題であったが、この時代に積極的にワクフ設定を行ったのは、イクター保有者でもある軍人層であった。Denoixによれば、現存するエジプトのワクフ設定文書に名前が見える寄進者全二三一人の内、七四パーセントにあたる一七一人が軍人およびその家族であるという。また、一五世紀半ばのイスラーム法廷文書書式集『首飾りの宝石 *Jawahir al-Uyud*』には、ワクフ設定文書に関する解説部分で以下のように述べられている。

原則。ワクフは大部分において君主ないしスルターン、総督、百騎長の有力階級に属するアミール、もしくは彼ら「と同等の」地位にある者以外「による設定」を起源とすることがないことを知れ。^⑬

このように軍人層が土地のワクフ寄進を積極的に進めたのは、彼らの善行意識や死後の救済を求める意識のみならず、以下で見るように、ワクフが事実上、彼らの「財産保有形態」の一つとなっていたためと考えられる。

二、財産保有形態としてのワクフ

軍人層が盛んにワクフを設定した理由として、それが「善行」であるという宗教的側面は当然無視し得ない。ただし、

以下で見るワクフの様々な形態は、ワクフ設定を通じて寄進者が自らの「現世的」利益を追求し得たことを示しており、それが大きな誘因となったと思われる。

まず、ワクフでは、寄進者の子供や家族を第一受益者に指定し、その断絶後に貧者への施しや宗教施設を受益対象とすることが可能であった（所謂「家族ワクフ」^⑭）。イスラーム法の相続法では、全ての財産が相続対象とされ、女性を含む相続人に対する遺産配分比が細かく定められている。資産をワクフに設定し、受益対象として子孫を指定することは、遺産分割による財産の細分化を回避し、特定子孫への継承を可能とする有効な手段であった^⑮。このような「家族ワクフ」は、前近代のイスラーム世界では地域を問わず広く見られたが、特にマムルーク朝においては、それが重宝される特殊な理由があった。すなわち、支配層を構成するマムルークたちは奴隸身分出身の「一代限りの軍事エリート」であり、その身分・地位が子供たちに継承されることはなかった。また、前述したように、彼らの経済的基盤であるイクターもまた軍事奉仕の対価として与えられるものであり、それが世襲されることは原則としてなかった。このため、マムルークたちは死後の子孫の安寧を図り、また死後の財産没収を避けるため、子孫を受益対象として自己の資産をワクフに設定することに努めたのである^⑯。

また、特にスルターンや有力軍人が設定した、自身が建立したモスクやマドラサを対象とした大規模なワクフでしばしば見られたのが、ワクフの収益から運営に必要な支出をまかなった余剰の受益者として、自身や子孫を指定する方法である。規定だけを見れば、自身や子孫に収益が回ることは、あくまで余剰が出た場合の例外事項のように見える。しかし実際には、宗教・慈善施設／事業の運営のために必要な規模をはるかに上回る大量の物件がワクフ財として寄進された。マムルーク朝末期の有力スルターン・カイトバイ *al-Ashraf Qaytbay* (在位一四六八〜九六年) とガウリー *al-Ashraf Qansuh al-Chawri* (在位一五〇一〜一六年) のワクフ設定文書を分析した *Petry* は、両ワクフともワクフ規定で支出先が定められている分は全ワクフ収入のおよそ七パーセント、最大限に見積もっても一四パーセント程度であることを明らかにした¹⁷⁾。同様の収支のギャップは、他のワクフの事例でも指摘されている。この場合、ワクフ収入の大部分を占めた「余剰」は、管財人すなわち寄進者自身の手に入ることとなった。換言すれば、このようなワクフは、「慈善事業」を隠れ蓑とした財産保手段であったといえよう。

さらに軍人層は、寄進者自身を直接の受益対象とするワクフを多数設定した。この場合、ワクフ財から得られる収

入は全て自身のものとなり、かつそのワクフの管理も管財人を務める自身が行ったことから、その実態はワクフ設定前と何ら変わっていない。このような「自己受益ワクフ」(*al-waqf 'ala al-nafs*) については法理論上その合法性に異論もあつたが、実際には広く普及していた¹⁸⁾。一四七二年に時のスルターン・カイトバイがメディナでの救貧事業のためのワクフを設定した際、歴史家サイラフイー *al-Sayrafi* は「…それは君主たちとこの時代の子ら (*ahna' al-'asi*) が、彼らのワクフにおいて、「受益対象を」まず自身に、次いで彼らの子たち、そしてその子たち、その後その子孫たちへと世代世代「と受け継がれ」、最後の一人まで「続き」、[家系が断絶した後] それからメディナの貧者たち (*fuqara'*) のものとする、といったものとは異なっていた。このことの目的は最初から、メディナの住人たちに善行 (*birr*) を届けることにあつた。」と述べる。彼のワクフが純粋な慈善行為として行われたことを賞賛するものであるが、その裏返しとして、当時の人々がワクフを設定する際にまず自身、次いで子孫を受益対象とすることが一般的であつたことを示しているよう。実際にマムルーク朝末期の有力アミール、キジュマース *Qijmas al-Ishaqi* は、一四六五年に一兵卒のマムルーク軍人であつた時分に設定した最初のワクフ、一四七二年にアレキサンドリア総督就任後最初

に設定したワクフ、一四七六年に政府の重要ポストの一つである厩舎長 (amir akhur kabir) に昇進した後最初に設定したワクフが、いずれも自己受益ワクフであった。彼が新たなキヤリアに入るとまず自己受益ワクフを設定し、財政基盤の強化を図っていた様子がうかがえよう。²¹⁾

三、軍人層によるワクフ運営参入

マムルーク軍人層はワクフの設定者や受益者として、主体となる地位を占めるのみならず、ワクフの運営それ自体にも深く関わり、ワクフ制度が機能する上で不可欠となった。まずはワクフ運営の責任者である管財人について見ていこう。ワクフの管財人は、ワクフ財管理に伴う経済的利益、施設の運営・慈善事業の実施に伴う社会的威信、ワクフ吏員の任免権、ウラマーとのコネクションなどを得られるという意味で、一種の利権でもあったが、この時代、多くのワクフにおいて高級軍人を管財人や管財協力者に指名することが一般的となった。歴史家イブン・タグリールビルディー Ibn Taghribirdi は一四四五年の記事で以下のように述べる。

…我々の時代、多くの人々は、学院や修道場や子孫やその他に対してワクフを設定する際には、侍従長や官

房長や宦官長「といった高級武官」以外に管財人職を指定することではなく、決して《ターバンの人》（ウラマー、文民）には指定しないようになった。²²⁾

このことは実際のワクフ設定文書からも裏付けられる。寄進者の子孫が一般的に後継管財人に指名されたが、通常特定の軍人や高位の武官職就任者が共同管財人に指名され、かつ子孫の断絶や適切な人物がいないう場合は彼らが単独で管財人を務めることが規定された。²³⁾

それでは、高級軍人を時に自身の子孫よりも優遇する形で管財人に指名した理由はいかなるものであったのだろうか。一つの理由として、ワクフ財は特定地域に偏らず各地に分散していたことから、それぞれから賃料を取り立てるのは大きな労力を伴う作業であり、イクター運営のための自前の官僚組織をもっている彼らの力が必要であったと考えられる。しかし、より大きな理由として、ワクフ地の賃貸借の問題があったと思われる。すなわち、ワクフ財はそもそも賃貸借によって運営されることが前提とされており、その賃料がワクフの収入となった。ワクフ財が農地の場合、実際にそれを耕作する農民に賃貸することが設定文書中の規定において前提とされている。²⁴⁾しかしこの時代、大規模な土地賃借を可能にする十分な資力のある軍人層が、主な賃借人としてワクフ地を賃借し、それを実際に耕

作する農民に安価で転貸し、差額を利得として得ることが広まった。この問題について、歴史家マクリーズィー²⁶ Magrîzî は以下のように述べる。

…そして彼（バルクーク²⁵）が王座に就いたとき（一三八二年）、彼のアミールたちはワクフ財源であるこれらの地区（*nawâhî*）²⁶を賃借し、それを彼らが賃借した「額」よりも高い「賃料で」農民に賃貸するようになった。そしてバルクークが死去すると、このことは途方もなく「広まり」、国家の人々がエジプト・シリアの全てのワクフ地を占有した。²⁷

このことは、賃借されたワクフ地がそのまま賃借人の私有地へと転化されることにもつながった。実際にイステイブダール²⁸という手法を通じたワクフ財の私有化はしばしば問題視されている。かかる状況に鑑みれば、有力な軍人を管財人に指定することで、彼らの後盾によって適切な賃料の取り立てをスムーズに実施し、かつワクフ財の私有化・占有を防ぐことを意図したのではないだろうか。換言すれば、ワクフ財の賃借人がマムルーク軍人によって占められるようになる中で、彼らから賃料を取り立て、その占有を防ぎ、ワクフを継続させるには有力者の保護が必要不可欠であったのである。

むすびにかえて

一四世紀後半以降のエジプトにおいて、ワクフ地の存在はイクター制社会における「例外的」な土地所有形態であることを超え、国家と社会の全体像を考える上で無視し得ない規模に達した。ワクフ地の増加という土地制度上の変化は、軍人層の権力基盤であったイクター制の弱体化につながるものであった。しかし現実には、ワクフ地の拡大を促進したのも、同時にそれを最も利用して権益を拡張したのも、支配層たるマムルーク軍人たち自身であった。彼らはイクター保有者としての地位を維持したまま、同時にワクフの設定者、受益者、管財人、賃借人として、ワクフ地を事実上その支配下に置いていた。換言すれば、ワクフ制度もまた彼らの経済力・社会的影響力を維持する仕組みとして取り込まれたのである。

一四世紀末〜一六世紀初頭エジプトにおける土地制度の展開(五十嵐)

注

(1) 本報告での議論は、詳しくは拙著『中世イスラーム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究——』(刀水書房、二〇一一年)を参照されたい。

(2) ここでの「中世」はマルクス主義歴史学的な意味ではない。中東地域(東アラブ地域)の歴史で「中世(Middle Ages, medieval period)」と言った場合、ヨーロッパ中世との類似性あるいは単なる同時代性を基礎として、漠然と七世紀以降のイスラーム時代全般を指すことが多い(例えば前嶋信次編『世界各国史——西アジア史』(山川出版社、新版、一九七二年)や『岩波講座世界歴史八 中世二 西アジア世界』(岩波書店、一九六九年)など)。一方で、イスラームの勃興以降の歴史を「イスラーム史」という枠組みで捉えた場合、一〇〜一世紀のイクター制の成立と所謂「軍事的支配体制」の成立を一つのメルクマールとして、その前を「初期イスラーム時代」、以後を「中世イスラーム時代」あるいは「中世後期(Later Middle Ages)」とするのが一般的である。本稿でも「中世」という語をこの意味で用いている。佐藤次高『西アジアにおける中世世界の成立』木村尚三郎ほか(編)『中世世界の成立』中世史講座一(学生社、一九八二年)二一五〜二三九頁、三浦徹「市場社会とイスラーム——イスラーム史を見なおす——」神奈川大学評論編集専門委員会(編)『イスラーム世界の解説』御茶の水書房、一九九五年、一六六〜一六七頁。

(3) Sato Tsuyataka, *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqats and Fallahun*, Leiden, 1997 および佐藤次高『中世イスラーム国家とアラブ社会——イクター制の研究

——』(山川出版社、一九八六年)は、イクター制に関する重要な研究である。

(4) ナースィル検地とエジプトのイクター制については、Sato, *State and Rural Society*, chap. 6; A. N. Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*, London, 1939; Ibrahim 'Alī Turkhān, *Al-Nuzum al-Iqtā'īya fi al-Sharq al-Awsat fi al-'Usūr al-Musīfa*, Cairo, 1963; Hassaneh Rabie, *The Financial System of Egypt A.H. 564-741 / A.D. 1169-1341*, London, 1972 を参照。

(5) イクター制の衰退については、Sato, *State and Rural Society*, 236-239; Poliak, *Feudalism*, 32-44.

(6) このような意味での土地「所有権」の帰属の問題は、現実には国家の土地税徴収権の問題であったといえる。換言すれば、この時代の私有地・ワクフ地とは、現実には国家の持つ徴税権が私有化／ワクフ化された土地であったといえる。詳しくは拙著『中世イスラーム国家の財政と寄進』付論「国有地ワクフ」をめぐるイスラーム法上の議論」を参照。

(7) Al-Ishaqī, *Akhbār al-Awqāf al-Man Tasarrufa fi Misr min Arṭab al-Dawla*, Cairo, 1296 A.H., 219-220; Muhammad Muhammad Amin, *Al-Awqāf wa-al-Hayāt al-Jīmā'īya fi Misr 648-923 A.H./1250-1517 A.D.*, Cairo, 1980, 98.

(8) 例えは一五世紀の官僚マサライーなど(al-Asadi, *Al-Taysir wa-al-'Iṭbār wa-al-Tahṣīr wa-al-Ikhtiyār fīmā Yajib min Husn al-Tadbīr wa-al-Tasarruf wa-al-Ikhtiyār*, 'Abd al-Qādir Ahmad Talaymāt (ed.), Cairo, 1968, 79-80)°

(9) Poliak, *Feudalism*, 37-40; Eliyahu Ashdor, *A Social*

- and Economic History of the Near East in the Middle Ages, Berkeley and Los Angeles, 1976, 318.* 佐藤次高「イスラム封建制度論」『中世の西アジア世界』岩波講座世界歴史八、岩波書店、三九二～三九三頁。
- (10) 'Imād Badr al-Dīn Abū Ghāzī, *Tatāwur al-Hiyāza al-Zirā'ya Zaman al-Mamlak al-Jaraksā: Dirāsa fi Bay' Amlak Bayt al-Mal*, Cairo, 2000.
- (11) 熊倉和歌子「後期マムルーク朝時代の土地記録とイクター保有——オスマン朝期「軍務台帳」にいたる記録の継承——」博士論文（お茶の水女子大学）、二〇一一年。
- (12) Sylvie Denoix, "Pour une exploitation d'ensemble d'un corpus: les waqfs mamelouks du Caire," in *Le waqf dans l'espace islamique: Outil de pouvoir socio-politique*, Randi Deguilhem ed., Damascus, 1995, 34-35.
- (13) al-Asyūfī, *Jawāhir al-'Uqūd wa Mur' in al-Qudāt wa-al-Muwaqā' in wa-al-Shuhād*, Cairo, 1955, 1:321-322.
- (14) このような形のワクフは近代以降「家族ワクフ (waqf ahli/dhuri)」と呼ばれ、宗教施設などの善行を対象とする「慈善ワクフ (waqf khayrī)」と対比され、その合法性が議論されることとなるが、歴史的には特に問題視されることはなく、受益対象によってワクフがどのように区別されることはなかった。
- (15) 岩武昭男「イスラム社会とワクフ制度」榊山紘一ほか(編)『イスラム世界の発展 七～一六世紀』岩波講座世界歴史一〇、岩波書店、一九九九年、二七一～二七二頁。
- (16) マムルークによる積極的なワクフ事業の背景にこのような意識があったことは、同時代のエジプトを訪れた歴史家
- イブン・ハルトゥーンも指摘している。イブン・ハルトゥーン『歴史序説』（森本公誠訳、岩波文庫、二〇〇一年）第三卷一六〇～一六一頁。
- (17) Carl F. Petry, *Protectors or Praetorians?: The Last Mamluk Sultans and Egypt's Waning as a Great Power*, Albany, 1994, 199-200, 202-203.
- (18) Jean-Claude Garcin and Mustapha Anouar Taher, "Enquete sur le financement d'un waqf égyptien du XVe siècle: les comptes de Jawhar al-Jala," *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 38, no. 3 (1995): 276-278, 301-302; Lucian Reinhardt *Mamlukische Stiftungsstiftungen des 9./15. Jahrhunderts: Nach den Urkunden der Stifter al-Asraf Inal und al-Mu'ayyad Ahmad Ibn Inal*, Berlin, 2003, 87-91.
- (19) 「[白口]受益ワクフ」についてのイスラム法上の議論について、拙著『中世イスラム国家の財政と寄進』一七〇～一七七頁を参照。
- (20) al-Sayrafī, *Inbā' al-Ḥasr bi-Abnā' al-'Asr*, Cairo, 1970, 480.
- (21) 拙稿「あるマムルーク軍人の生涯と寄進——キジメーアの事例に見るワクフの多面的機能——」『史学雑誌』二二〇編三号(二〇一一年)、四八～四九、五四～五五頁。
- (22) Ibn Taghrībirdī, *Hawādiṭh al-Duhūr fi mada al-Ayyam wa-al-Shuhūr*, Cairo, 1990, 1:83-84.
- (23) Amin, *Awqāf*, 116-117.
- (24) 拙稿「中世エジプトの寄進文書」中央大学人文科学研究所(編)『アフロ・ユーラシア大陸の都市と宗教』中央大学出版部、二〇一〇年、二三一～二三二頁。
- (25) チェルケス・マムルーク朝初代スルターン al-Zāhir

一四世紀末～一六世紀初頭エジプトにおける土地制度の展開(五十嵐)

Barquq。在位一三八二～九六、一三九〇～九九年。

(26) 単数形 *nahiya*。エジプトの行政村にあたり、耕地面積や
税収高はこの地区単位に算出された。

(27) *al-Maqṭiʿi, Al-Mawāʿiz wa-al-Fitḥar fi Dhikr al-Khīṣat wa-al-
Aḥar*, London, 2002-04, 4:178.

(28) アラビア語で「交換」を意味する。ワクフ財として設定
されている物件を、他の私有物件と交換する方法。老朽化
し十分な収入を生み出さなくなった物件を新しい物件と交
換することにより、そのワクフ自体を永続させるために必
要な手段であったが、この時代しばしば有力者がワクフ財
を私有化する手段として濫用された。松田俊道『聖カタリー
ナ修道院文書の歴史的研究』中央大学出版部、二〇一〇年、
二〇七～二二一頁。

(東京大学大学院人文社会系研究科

次世代人文学開発センター客員研究員)